

愛西市発達支援センターについて（事業計画より抜粋）

令和4年7月20日（水）
発達支援センター

1. 概要

(1) 名称

愛西市発達支援センター（愛称：わかば）

(2) 場所

愛西市石田町宮前16番地1

(3) 目的

障害のある児童又はその疑いのある児童及び障害のある者に係る支援等を継続的に行い、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

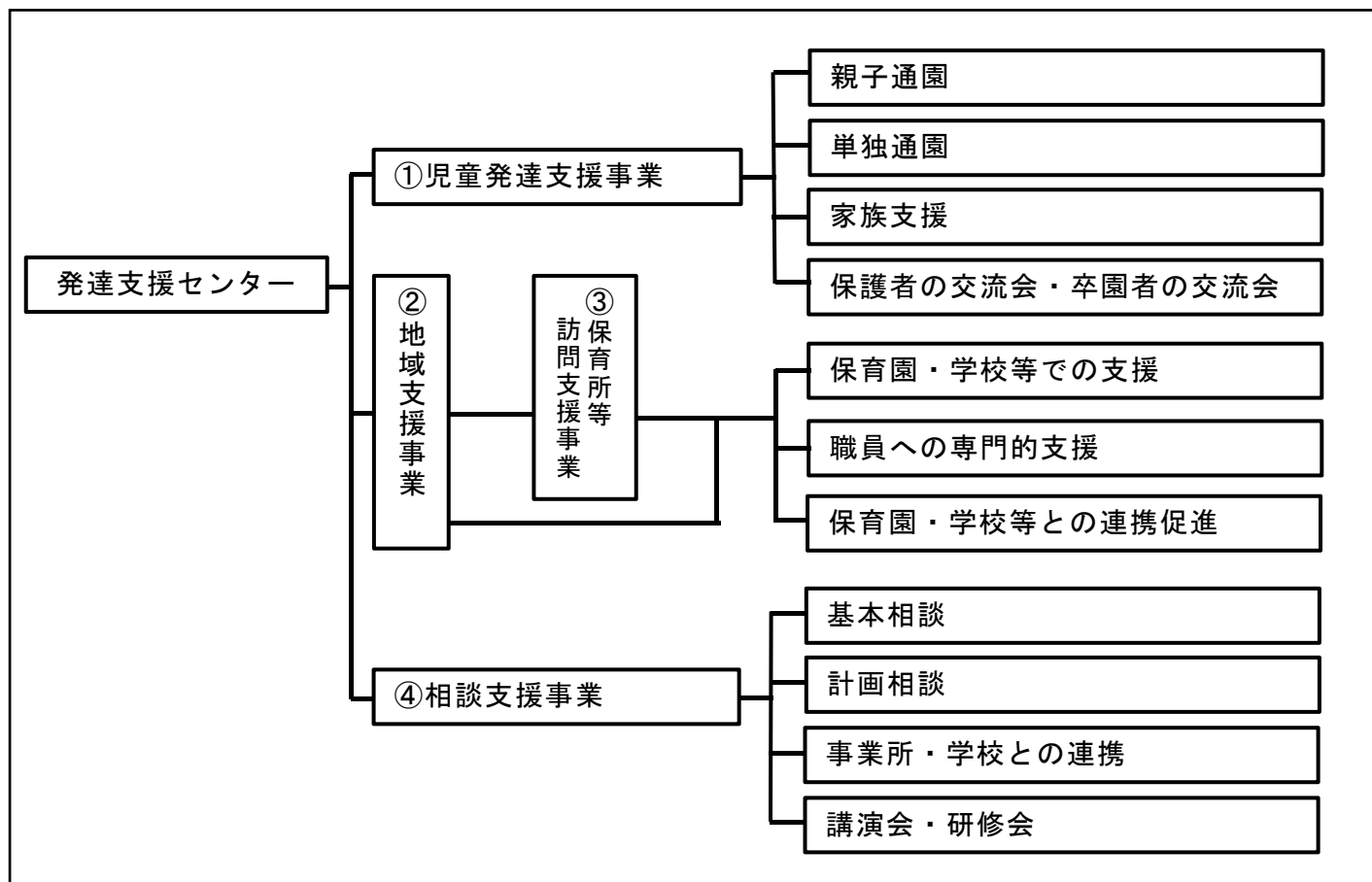
(4) 開所時間

月曜日から金曜日まで
午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 基本理念（コンセプト）

- ① 本人の意思を尊重し、最善の利益を保障する。
- ② 早期発見、早期療育に重点を置く。
- ③ 障害の特性に応じた支援・コーディネート施設をめざす。
- ④ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する。
- ⑤ 地域における中核的な支援施設として、関係機関と密接な連携を図る。

(6) 体系図



2. 事業内容

(1) 児童発達支援事業（拡充） 令和4年4月～

対象者：就学前までの発達に障害のある児童や発達に心配のある児童とその保護者及び通所を終了した児童の保護者

事業概要：親子若しくは単独での療育支援を行う。

1) 事業目的

発達に不安や心配のある児童を対象に、親子での集団療育を提供し、自主性と社会性を高め、日常生活への適応能力の増進を図ることを目的とする。

2) 療育のねらい

- ①療育やふれあい遊び等を通して親子のよりよい関係づくり
- ②体操、散歩、自由遊び等による運動機能の発達支援
- ③基本的な生活習慣を身につけ、集団生活に適応するための基礎づくり

3) 児童発達支援の内容

①クラス編成

【令和4年度】

| | | | |
|------|-------|---------|--------------|
| 親子通所 | 0、1歳児 | 週1日 | (9:30～12:00) |
| | 2歳児 | 週2日以上利用 | (9:30～14:00) |
| | 3、4歳児 | 週2日以上利用 | (9:30～14:00) |
| 単独通所 | 3、4歳児 | 週1日 | (9:00～15:00) |

【令和5年度以降】

| | | |
|------|-------|---------|
| 親子通所 | 0、1歳児 | 週1日 |
| | 2歳児 | 週2日以上利用 |
| | 3、4歳児 | 週2日以上利用 |
| 単独通所 | 3、4歳児 | 週3日 |

②専門指導予定

- ・愛知県青い鳥医療療育センター 施設支援
- ・言語聴覚士 療育指導
- ・作業療法士 療育指導
- ・音楽療法士 療育指導
- ・心理士（臨床心理士又は公認心理師） 心理相談

③保護者支援

保護者と一緒に利用児の成長を促すペアレントトレーニングを行う。

4) 給食の提供開始 令和4年10月～（調理委託）

利用児及びその保護者に対し給食の提供を行う。

5) 通所を終了した児童の保護者等の支援

通所を終了した児童の保護者に対し必要な支援を行う。

(2) 地域支援事業（新規） 令和4年4月～

対 象 者：発達に障害のある児童や発達に心配のある児童及びその保護者等

事業概要：地域の保健、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、教育関係者及び心理士による訪問・巡回・窓口相談を行う。

- ・就学相談の支援
- ・心理士による相談、検査
- ・保育、幼稚園、学校での本人、家族、関係者の発達に関する相談、支援
- ・発達障害児に関する研修及び啓発の実施

事業目的：各機関を横断的につなぐパイプ役的存在として位置付け、発達に障害のある児童や発達に心配のある児童のライフステージに合わせた継続的な支援を行うことで地域社会とのつながりを推進することを目的とする。

(3) 保育所等訪問支援事業（新規） 令和4年10月～

対 象 者：発達に障害のある児童や発達に心配のある児童

事業概要：地域支援事業の一環として、特に保育園や学校等を利用中、若しくは利用予定の発達障害児等が、集団生活に適応するための専門的な支援を行う。

事業目的：保護者の依頼に基づき、普段利用している施設を訪問して、児童の集団生活への適応を図ることを目的とする。

(4) 相談支援事業（事業委託） 令和4年10月～

対 象 者：発達に障害のある児童や発達に心配のある児童及び障害者

事業概要：障害児等、障害者やその家族に対して、福祉サービスをはじめとした支援制度に関する情報の提供や助言を行う総合相談窓口として支援を行う。

- ・障害児（者）相談支援事業
- ・一般相談支援事業
- ・特定相談支援事業
- ・障害に関する研修及び啓発の実施

事業目的：地域の気軽な相談窓口として、家庭に寄り添った継続的な支援を行うことで、障害者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

3. 関係機関との連携

発達支援センターが各機関等をつなぐパイプ役となり、保健機関、保育園、幼稚園や学校及び地域と連携を図り、様々な主体が相互に関係しながら、地域全体で支援を行う。また、それぞれの機関がより強固な連携を図るため、様々な会議等に参加し情報共有を行っていく。

(1) 医療・保健機関との連携

保健センターで実施する乳幼児健診等の保健事業との連携により、発達の偏りや、その疑いのある児童を早期発見し、各年齢期における必要な支援につなげていく。また、青い鳥医療療育センターや各医療機関との連携を行う。

(2) 保育所・幼稚園等との連携

保育園等からの要望に応じて訪問し、相談対応を行う。また、就学に向けて情報収集を図り、就学までの保護者支援や保育園等の支援を行い、就学後の支援へとつなげる。

(3) 学校等との連携

就学相談の支援、知能検査や発達相談を行い、その後の支援につなげていく。また、学校等を巡回し、児童生徒の様子を観察し、必要に応じて知能検査等を行い、学校・家庭での継続的な支援が行えるよう助言する。

(4) 地域との連携を推進

地域で児童を育てるという考えに基づき、児童の発達段階に応じた様々な活動を通じて、集団生活を身につけられる仕組みを構築していく。

(5) 子育て世代包括支援センター等との連携

妊娠から子育てまでの様々な相談に対応する子育て世代包括支援センター等と連携をし、子育て世代の発達障害等で課題を抱えている方たちへの支援を行う。

(6) 各事業所との連携

地域の児童発達支援事業、放課後等デイサービス等の事業所と、本人もしくは家族の抱える課題解決に向けて連携する。また、事業所の資質向上のための研修の開催、アドバイスを行う。